三鷹市新規出店者支援事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、商店街のにぎわい創出と活性化を図るため、三鷹市の区域内（以下「市内」という。）の賃貸物件に店舗を出店する中小企業者等（以下「出店者」という。）に対し、予算の範囲内において新規出店者支援金（以下「支援金」という。）を支給する事業を実施するに当たって必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等　次のいずれかに該当する者をいう。

ア　中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項に規定する中小企業者

イ　中小企業基本法第２条第５項に規定する小規模企業者

ウ　法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第２条第６号に規定する公益法人等及び他の法令の規定により公益法人等とみなされる法人（三鷹市の財政援助団体及び出資団体を除き、その従業員の数が、アに掲げる中小企業者等と同程度のものに限る。）

(2) 商店会　次に掲げるものをいう。

ア　商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定により設立された商店街振興組合

イ　中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）により設立された事業協同組合

ウ　次に掲げる事項に照らし、三鷹市が商店会と認めるもの

(ｱ) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っているもの

(ｲ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されているもの

(ｳ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。

(ｴ) 当該区域で活動を行うための会則等を有していること。

(3) 営業　市内に店舗を構え、来店した一般消費者に対して商品や飲食の提供を行う形態をいう。

(4) 創業　事業を営んでいない個人が新たに市内で事業を開始すること又は新たに法人を設立し、当該法人が市内で事業を開始することをいう。

(5) 創業支援関係機関　三鷹市、株式会社まちづくり三鷹、三鷹商工会、特定非営利活動法人三鷹ネットワーク大学推進機構及び特定非営利活動法人みたか市民協働ネットワークのことをいう。

(6) 事業承継　経営資源を経営者の親族、従業員又は第三者に引き継ぐことをいう。ただし、法人にあっては、代表者の変更を伴い、承継者が株式の過半数を取得し経営権を取得したと認められるものをいう。

(7) 被承継者　事業を引き渡す個人又は法人

(8) 承継者　被承継者の事業を承継し、自ら事業主又は法人代表者として経営に当たる個人又は法人

(9) 事業承継支援関係機関　株式会社まちづくり三鷹、三鷹商工会、東京都多摩地域事業承継・引継ぎ支援センターその他市長が別に定める事業承継に関する関係機関のことをいう。

（支給対象者）

第３条　支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市内の賃貸物件（住居を兼ねるものについては、住宅部分と店舗部分が明確に区分できるものに限る。）を賃借して市長が別に定める期間に事業を開始した中小企業者等であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 当該賃貸物件が所在する地域の商店会（当該地域に商店会が組織されていない場合は、他の地域の商店会又は三鷹商工会とする。）に加入し、当該商店会の実施するイベント活動等に協力できること。ただし、当該支給対象者が地域の商店会への加入意思を示したものの商店会が加入を拒否した場合は、この限りでない。

(2) 第７条の規定により支援金の支給の申請をする月（以下「申請月」という。）から起算し、店舗を出店しようとする賃貸物件について１年を超える賃貸借契約を締結していること。

(3) 事業を１年以上継続することが見込まれること。

(4) 市内の別の店舗で既に事業を行っている場合は、当該既存店舗での事業を申請月から起算して１年以上継続して行う見込みがあること。

２　支給対象者のうち、第６条第２項の規定により、創業による支援金の加算の対象となる者（以下「創業者」という。）は、前項に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 市長が別に定める期間に創業していること。

(2) 市長が別に定める日において３年以上継続して別の事業を営んでいないこと。

(3) 市長が別に定める日において３年以上継続して個人事業を営んでいた者が同日以後に法人成り（事業を営んでいる個人が新たに法人を設立し、当該新たに設立された法人に当該事業の全部又は一部を継承させることをいう。）したものではないこと。

(4) 市長が別に定める期間に創業支援関係機関による支援を受けていること。

３　支給対象者のうち、第６条第２項の規定により、事業承継による支援金の加算の対象となる者（以下「事業承継者」という。）は、第１項に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 市長が別に定める期間に事業承継していること。

(2) 事業承継を行った日において市内で３年以上継続して営業をしていた被承継者から事業承継していること。

(3) 市長が別に定める期間に事業承継支援関係機関による支援を受けていること。

(4) 大企業が実質的に経営に関与していないこと。

(5) 被承継者（法人の場合はその代表者）と承継者（法人の場合はその代表者）が同一人ではないこと。

４　前３項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としない。

(1) 住民税を滞納している者

(2) 事業を営むに当たり、法令の規定に違反していると認められる者

(3) 三鷹市暴力団排除条例（平成 24 年三鷹市条例第 35 号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号の暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団関係者（法人にあっては、その役員等が当該暴力団関係者）

(4) 個人にあっては、店舗を出店する賃貸物件の所有者が当該個人又は当該個人を代表者とする法人であるもの

(5) 法人にあっては、店舗を出店する賃貸物件の所有者が当該法人、当該法人の代表者又は当該代表者が代表する他の法人であるもの

(6) 過去に支援金の支給を受けた者が、当該支給に係る事業を１年以上継続することができなかった場合において、当該支給に係る事業を行うために賃借した賃貸物件において事業を開始しようとするもの

(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が不適当と認める者

（支援金対象事業）

第４条　支援金の支給の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 主たる業種を小売業又は飲食業とする事業であって、１年以上継続して営業することが見込まれ、かつ、１月当たり概ね 15 日以上営業を行うもの
(2) その他市長が適当と認めるもの

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は対象事業としない。
(1) 商店街のにぎわい創出と活性化への波及効果が期待できない事業
(2) 車両等での移動販売又は仮設テント若しくは仮設店舗で行う事業
(3) 支給対象者が市内で現に行っている事業を社名又は代表者変更して行う事業
(4) 市内から市内の別の地域に移転して行う事業（閉店から概ね１年以上経過したもの及び事業承継により市内から市内の別の地域に移転して行う事業を除く。）
(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に規定する風俗営業に係る事業
(6) その他市長が不適切と認める事業

（支援金の支給）

第５条　市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、支援金を支給する。

２　支援金の支給は、一の支給対象者につき、事業開始時に１回及び事業開始後６か月経過時に１回に限り行うものとする。

（支給額）

第６条　支援金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
(1) 事業開始時　30 万円
(2) 事業開始後６か月経過時　30 万円

２　前項の規定にかかわらず、創業者及び事業承継者の支援金の支給額は、予算の範囲内において同項各号の金額に 20 万円を加算した金額とする。

（支給の申請）

第７条　前条第１項第１号に規定する支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三鷹市新規出店者支援金支給申請書兼請求書（事業開始時）（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。
(1) 店舗を出店する賃貸物件の賃貸借契約書の写し
(2) 前号の賃貸物件の案内図
(3) 第１号の賃貸物件の申請日直近の外観及び内観の写真
(4) 事業を開始したことが分かる書類の写し
(5) 履歴事項全部証明書又はその写し（法人が申請する場合に限る。）

(6) 事業実施計画書・商店会加入確認書（様式第２号）
(7) 月別収支計画書（様式第３号）又は月別の収支計画が分かる書類
(8) 住民税の納税証明書
(9) 誓約書（様式第４号）
(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　申請者のうち、前条第２項に規定する支援金の加算を受けようとする者（創業者に限る。）は、前項に規定する書類に加えて、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
(1) 創業概要書（様式第５号）
(2) 開業届の写し（個人が申請する場合に限る。）
(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

３　申請者のうち、前条第２項に規定する支援金の加算を受けようとする者（事業承継者に限る。）は、第１項に規定する書類に加えて、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
(1) 事業承継概要書（様式第６号）
(2) 株式譲渡契約書の写し又は事業譲渡契約書の写しその他の市内での事業承継が確認できる書類
(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

４　前条第１項第１号に規定する支援金の支給の決定を受け、事業開始後６か月を経過して同項第２号に規定する支援金の支給を受けようとする者（以下「追加申請者」という。）は、三鷹市新規出店者支援金支給申請書兼請求書（事業開始後６か月）（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。
(1) 事業開始から６か月分の家賃の支払いが確認できる書類の写し
(2) 事業実施報告書・商店会加入確認書（様式第８号）
(3) 月別収支報告書（６か月経過時）（様式第９号）又は月別の収支状況が分かる書類
(4) 誓約書（様式第４号）
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

５　追加申請者のうち、前条第２項に規定する支援金の加算を受けようとする創業者又は事業承継者は、前項に規定する書類に加えて、必要に応じて市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

６　第１項の支援金の支給の申請は、一の支給対象者につき、一会計年度において１事業限りとする。

（支給の決定等）

第８条　市長は、前条各項の規定による申請があったときは、申請受付後、必要に応じて現地調査等を行い、その内容について審査し、当該審査の結果、その内容が適当であると認めたときは支援金の支給を決定し、三鷹市新規出店者支援金支給決定通知書（様式第 10 号）により、申請者又は追加申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の審査の結果、支給しないことを決定したときは、その理由を付して、三鷹市新規出店者支援金不支給決定通知書（様式第 11 号）により、申請者又は追加申請者に通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定による支給の決定（以下「支給決定」という。）をしたときは、速やかに申請者又は追加申請者の指定する口座に第６条各項に規定する支援金を振り込むものとする。

（支給決定の取消し等）

第９条　市長は、支給決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支給決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により支給決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、その返還を命ずるものとする。

（帳簿等の整理保管）

第 10 条　支給決定を受けた者は、支援金の支給の申請に係る書類及び事業開始日から１年間の事業の収支状況を明らかにした書類について、当該支援金の支給を受けた年度の終了後５年間保管しなければならない。

（委任）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、支援金の支給について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年６月 21 日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の三鷹市新規出店者支援事業実施要綱第３条第２項及び第３項、第６条第２

項並びに第７条第２項、第３項及び第５項の規定は、施行の日以後に支援金の支給の申請を行い、かつ、支給決定を受けた者について適用し同日前の申請及び支給決定については、なお従前の例による。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

三鷹市新規出店者支援金支給申請書兼請求書
（事業開始時）

（あて先）三鷹市長

申請書収受日

（申請者）
住所　〒　　－

氏名
電話番号
（法人の場合は法人名及び代表者職・氏名を記載）

三鷹市新規出店者支援金の支給を受けたいので、三鷹市新規出店者支援事業実施要綱第７条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請のうえ、請求します。

記

申請区分	□法人　□個人事業者	加算要件	□創業　□事業承継 **注　当てはまる方のみ記入してください。**
業種区分	□小売業　□飲食業		
資本金額（法人のみ）	千円	従業員数	人
店舗名称（屋号）		電話番号	
店舗所在地	三鷹市		
業種（事業内容）			
営業開始日	年　月　日　**注　年　月　日以降に営業を開始していること**		
賃貸借契約期間	年　月　日から　年　月　日まで		
支給申請・請求額	円	**注 創業者・事業承継者は 500,000 円、それ以外の方は 300,000 円**	
所属商店会名	※商店会のイベント・活動等への協力をお願いします。		
本申請に関する問い合わせ先 **※申請者本人の場合は記入不要**	担当者氏名		
	電話番号（日中の連絡先）		

なお、審査のうえ支援金の支給が決定した場合は、下記の口座に振り込みをお願いします。

※ 個人の場合は本人名義の口座、法人の場合は法人名義の口座を指定

※ ゆうちょ銀行の場合、「記号番号」を記入せず、「支店名」「口座番号」をそれぞれの欄にご記入ください。

金融機関名	銀行・信用金庫 農　協　・ （　　）		支店・本店 支所・出張所							
種別 （いずれかに○）	普通・当座・その他	口座番号 （左詰め）								
フリガナ										
口座名義										
必要書類	通帳の見開き１ページ（上記の情報が分かる部分）等の写しを添付									

注　１　申請書を受付後、審査のうえ、支給又は不支給の決定を書面にて通知します。

２　申請受付は先着順です。予算額に達した時点で受付終了となります。
同日に複数の申し込みがあり、予算額を超える場合は抽選となります。

３　必要な添付書類は「申請要領」をご確認ください。

検査日	担当者
年　月　日	

請求書収受日

（職員使用欄）

様式第２号（第７条関係）

年　月　日

事業実施計画書

店舗概要	屋　号				個人・法人
			代表者名 電話		
	所　在　地		三鷹市		
	面積	店舗部分	㎡	賃料／月	円
		住居部分 （店舗併用の場合のみ記載）	㎡		
事業概要	営業日数		約　　日／月当たり		
	営業時間		午前・午後　　時　　分 ～ 午前・午後　　時　　分		
	定　休　日				
	事業内容 （主な飲食サービス、取扱品目等）				
	今回の出店した店舗以外の店舗の有無		あり　・　なし ↳ ありの場合　市内＿＿店、都内（三鷹市内除く）＿＿店都外＿＿店		

商店会加入確認書

上記の者が本商店会に加入していることを確認しました。

商店会名	
商店会確認者氏名	
加入確認日	年　　月　　日

注　上の欄は、加入した地域の商店会の確認者の方の記入欄です。

注　商店会が組織されていない、又は近隣に商店会がない場合は、確認書への記載は不要です。その場合は、三鷹商工会への加入申込書の写し（加入手続きの際に商工会に写しが必要である旨をお伝えください。）又は会員証の写しを添付してください。

様式第３号（第７条関係）

月別収支計画書

店舗名：

単位　万円

項目＼月		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計
売上高①														
売上原価②（仕入高）														
売上利益③（①-②）														
経費	人件費（注1）													
	家賃													
	水道光熱費													
	リース料													
	販促費													
	その他													
	合計④													
純利益③-④														（注2）

注１　経営者の報酬については、個人事業主の場合は人件費に計上せず、法人の場合は人件費として計上してください。
注２　事業開始１期目の年間収支がマイナスの場合、事業の継続性を確認するため、２期目の月別収支計画書もご提出ください。
注３　月別の収支計画が分かる書類を作成している場合は本様式に代えて提出することができます。

様式第４号（第７条関係）

誓約書

私は、「三鷹市新規出店者支援金」の支給を申請するにあたり、下記の内容について誓約します。

記

１　本申請書の記載内容に偽りはありません。
２　支援金の対象となる事業は、１年以上継続します。
３　支援金の対象となる事業は、１月当たり概ね 15 日以上営業を行います。
４　支援金の対象となる事業は、市内で現に行っている事業を社名又は代表者変更して行う事業ではありません。
５　支援金の対象となる事業は、市内から市内の別の地域に移転して行う事業（閉店から概ね１年以上経過したものは除く）ではありません。また、市内の別の店舗で既に事業を行っている場合は、当該既存店舗での事業も１年以上継続します。
６　出店した店舗（賃貸物件）の所有者は、本人又は本人が代表する法人ではありません。法人にあっては店舗（賃貸物件）の所有者は当該法人、当該法人の代表者又は当該代表者が代表する他の法人ではありません。
７　出店した店舗が所在する地域の商店会が実施するイベント・活動等に協力します。
８　本事業を営むに当たり、法令の規定に違反していません。
９　三鷹市暴力団排除条例（平成 24 年三鷹市条例第 35 号）第２条第１号から第３号までに掲げる暴力団関係者（法人にあっては、その役員等が当該暴力団関係者）ではありません。
10　申請書に虚偽の記載又は不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合は、支援金の返還に応じます。

以上のことについて、相違ありません。

年　　月　　日

（あて先）三鷹市長

住　所：

氏名（又は法人名）：

注　個人事業者の場合は氏名を、法人の場合は法人名を記載してください。

様式第５号（第７条関係）

年　　月　　日

創　業　概　要　書

１　申請者の概要

事 業 者 名			
代 表 者 名			
所　在　地			
電 話 番 号			
資　本　金 （法人のみ）	千円	創 業 日※	年　　月　　日
従 業 員 数	人	業　種	小売業　・　飲食業

※創業日は、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）又は開業届に記載されている日付とします。

２　創業支援関係機関による支援を受けたメニュー

該当の支援 （支援を受けたメニュー全てに☑を記入。複数可）	支援を受けた年月日 （全て記入）	
□コーディネーター相談（まちづくり三鷹）	相談日	
□みたか起業塾（まちづくり三鷹）	受講期間	
□創業相談（三鷹商工会）	相談日	
□創業塾（三鷹商工会）	受講期間	
□三鷹「まち活」塾 （三鷹ネットワーク大学推進機構、三鷹市市民協働センター）	受講期間	
□みたか身の丈起業サロン（三鷹ネットワーク大学推進機構）	受講期間	
□創業資金融資あっせん（三鷹市）	申請日	
□その他（　　）		

３　創業動機等

創業の目的と動機	
創業する事業の経験	
創業する事業に関する 自身の強みや セールスポイント	
今後のビジョン・目標 （おおよそ 10 年後まで）	

４　確認事項

確 認 事 項	確認欄
店舗の業種が「飲食業」または「小売業」である。	□
市内の賃貸物件に店舗を出店している。	□
商店会（商店会がない地域では商工会）に加入している。	□
住民税の滞納がない。	□
年　月　日以降に創業している。	□
年　月　日以前から別の事業や個人事業を営んでいない。 また、新たに法人成りしていない。	□
三鷹市創業支援関係機関による支援を受けている。	□
引き続き市内で事業を営む意思がある	□

様式第６号（第７条関係）

年　　月　　日

事業承継概要書

１　申請者の概要

事 業 者 名			
代 表 者 名			
所　在　地			
電 話 番 号			
資　本　金 （法人のみ）	千円	設 立 年 月 日	年　　月　　日
従 業 員 数	人	業　種	小売業・飲食業

２　被承継者について

氏　名		
生 年 月 日	年　　月　　日	
市内での事業開始時期	年　　月　　日	
現在の立場	□	経営に関与していない（退任済）
	□	役員や顧問として在任している
	□	その他（　　）

３　承継者について

氏　名		
生 年 月 日	年　　月　　日	
承継の区分	□	親族内承継
	□	親族外承継（役員・従業員等）
	□	親族外承継（第三者）
保有株式の割合 （法人のみ）	%	
事業承継の経緯		

4　事業承継支援関係機関による支援を受けたメニュー

該当の支援 （支援を受けたメニューに☑を記入。）	相談日
□経営相談窓口（三鷹商工会）	
□経営・起業等相談（まちづくり三鷹）	
□東京都多摩地域事業承継・引継ぎ支援センター	
□その他（　　）	

5　事業計画

事業承継日	年　　月　　日
承継前の経営状況	
今後のビジョン・目標 （おおよそ 10 年後まで）	

6　確認事項

確 認 事 項	確認欄
店舗の業種が「飲食業」または「小売業」である。	□
市内の賃貸物件に店舗を出店している。	□
商店会（商店会がない地域では商工会）に加入している。	□
被承継者は市内で１年以上事業を営んでいる。	□
承継者に住民税の滞納がない。	□
承継者は　　年　月　日以降に事業承継した者である。	□
承継者は引き続き市内で事業を営む意思がある。	□
大企業が実質的に経営に関与していない。	□
被承継者と承継者が同一人物（法人の場合は代表者）ではない。	□
事業承継に伴う各種手続きが完了している。 （代表者変更登記、賃貸借契約書及び許認可書の名義変更等）	□

様式第７号（第７条関係）

年　　月　　日

三鷹市新規出店者支援金支給申請書兼請求書
（事業開始後６か月）

（あて先）三鷹市長

申請書収受日

（申請者）
住所　　〒
氏名
電話番号
（法人の場合は法人名及び代表者職・氏名を記載）

三鷹市新規出店者支援金の支給を受けたいので、三鷹市新規出店者支援事業実施要綱第７条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請のうえ、請求します。

記

申請区分	□法人　□個人事業者	加算要件	□創業　□事業承継
業種区分	□小売業　□飲食業	従業員数	人
店舗名称（屋号）		電話番号	
店舗所在地	三鷹市		
営業開始日	年　月　日 **注　年　月　日以降に営業を開始していること。**		
賃貸借契約期間	年　月　日から　年　月　日まで		
支給申請・請求額	円	**注 創業者・事業承継者は 500,000 円、それ以外の方は 300,000 円**	
所属商店会名	※商店会のイベント・活動等への協力をお願いします。		
本申請に関する問い合わせ先 ※申請者本人の場合は記入不要	担当者氏名		
	電話番号（日中の連絡先）		

なお、審査のうえ支援金の支給が決定した場合は、下記の口座に振り込みをお願いします。
※ 個人の場合は本人名義の口座、法人の場合は法人名義の口座を指定
※ ゆうちょ銀行の場合、「記号番号」を記入せず、「支店名」「口座番号」をそれぞれの欄にご記入ください。

金融機関名	銀行・信用金庫 農　協　・ （　　）		支店・本店 支所・出張所							
種別 （いずれかに○）	普通・当座・その他	口座番号 （左詰め）								
フリガナ										
口座名義										

添付書類	1　事業開始から６か月分の家賃の支払いが確認できる書類の写し 2　事業実施報告書・商店会加入確認書（様式第６号） 3　月別収支報告書（６か月経過時）（様式第７号）又は月別の収支状況が分かる書類 4　誓約書（様式第４号） 5　通帳の見開き１ページ（上記の情報が分かる部分）等の写し

注　1　事業開始後６か月経過時から令和　年　月　日までに提出してください。
　　2　申請書を審査のうえ、支給又は不支給の決定を書面にて通知します。

＜職員使用欄＞

検査日	担当者
年　月　日	

請求書収受日

様式第８号（第７条関係）

年　月　日

事業実施報告書

<table>
<tr><td rowspan="5">店舗概要</td><td colspan="2" rowspan="2">屋　号</td><td colspan="3"></td><td>個人・法人</td></tr>
<tr><td colspan="4">代表者名
電話</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　在　地</td><td colspan="4">三鷹市</td></tr>
<tr><td rowspan="2">面積</td><td>店舗部分</td><td>㎡</td><td>賃料／月</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>住居部分
（店舗併用の場合のみ記載）</td><td>㎡</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業概要</td><td colspan="2">営業日数</td><td colspan="4">約　　日／月当たり</td></tr>
<tr><td colspan="2">営業時間</td><td colspan="4">午前・午後　　時　　分 ～ 午前・午後　　時　　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">定　休　日</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業内容
（主な飲食サービス、取扱品目等）</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

商店会加入確認書

上記の者が本商店会に継続して加入していることを確認しました。

商店会名	
商店会確認者氏名	
加入確認日	年　　月　　日

注　上の欄は、加入した地域の商店会の確認者の方の記入欄です。

注　事業開始時に三鷹商工会への加入申込書の写し又は会員証の写しを添付した方は記載不要です。

様式第９号（第７条関係）

月別収支報告書（６か月経過時）

店舗名：

単位　万円

項目＼月		（注1） 月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計
売上高①														
売上原価② （仕入高）														
売上利益③ （①−②）														
経費	人件費（注2）													
	家賃													
	水道光熱費													
	リース料													
	販促費													
	その他													
	合計④													
純利益③−④														

注１　事業開始月から６か月間の月別実績を記入してください。（６か月以上の実績がある場合には続けて記入）
注２　経営者の報酬については、個人事業主の場合は人件費に計上せず、法人の場合は人件費として計上してください。
注３　月別の収支計画が分かる書類を作成している場合は本様式に代えて提出することができます。

様式第10号（第８条関係）

第　　号

（申請者）
住所
氏名　　様

三鷹市新規出店者支援金支給決定通知書

　年　月　日付けで申請のあった三鷹市新規出店者支援金の支給については、下記のとおり決定したので通知します。

年　月　日

三鷹市長　　㊞

記

１　支給決定額　　円

２　支給条件
(1) 本支援金に係る関係書類及び事業開始日から１年間の事業収支状況を明らかにした書類については、本支援金の支給を受けた年度の終了後５年間保管し、市長が求めたときには、誠実に応じること。
(2) 本支援金の受給後、偽りその他不正の手段により本支援金の支給を受けたこと又は本支援金の支給に付した条件その他三鷹市新規出店者支援事業実施要綱の規定に反することが判明した場合は、既に支給された支援金を返還すること。

３　入金予定日
年　月　日
　諸般の事情により、ご指定の銀行口座への入金日がずれることがありますので、あらかじめご了承ください。

様式第11号（第８条関係）

第　　号

（申請者）
住所
氏名　　様

三鷹市新規出店者支援金不支給決定通知書

　　年　月　日付けで申請のあった三鷹市新規出店者支援金の支給については、下記のとおり支給しないことを決定したので通知します。

年　月　日

三鷹市長　　㊞

記

不支給の理由